アグロ カネショウ株式会社 土壌分析室行 FAX 送信先:0296-21-3109 mail:AK_dojobunseki@agrokanesho.jp

壌 分 析 申 込 書

お申込み年月日:	年	月	F

この申込書裏面に記載しております「アグロカネショウ株式会社土壌分析受託約款」の内容にご同意された上でお申込みください。

また、この申込書は分析業務の元となる事項ですので、正確に★欄は必ずご記入いただき、□には✔をお願いいたします。

*		ふりがな	ご住所 〒		★ ご希望の分析項目の欄に、分析点数(土壌数)をご記入ください。			
		お名前				分析点数		
	お申込者				一般分析 (pH、EC、交換性石灰、交換性苦土、			
	わ甲込有				交換性加里、硝酸態窒素、アンモニア態窒素、			
		TEL	Mail		有効態リン酸、腐植、CEC、リン酸吸収係数)			
		FAX	1	// . 224 1/1	微量要素(鉄、マンガン、銅、亜鉛)、			
	↓ お申込者	」 音と請求書宛名・請求書送付先が異なる場合	化学性	全窒素、全炭素				
		ふりがな	ご住所 〒		水田オプション			
		お名前	1		(可給態窒素、可給態ケイ酸、遊離酸化鉄)			
	請求書宛名				畑オプション(可給態窒素、可給態ホウ素)			
	請求書送付先				線虫密度(ネコブセンチュウ、ネグサレセン			
		TEL	Mail		チュウ、ダイズシストセンチュウ)			
		FAX			菌密度(青枯病菌、タバコ立枯病菌、	1層**		
	その他必須書類	□ 見積書 □ 納品書 □	その他(ご要望欄にお書きください)		フザリウム属菌*、ピシウム属菌*)	2層**		
*	土壌採取袋送付先	□ お申込者宛 □ 請求書送付先 □	その他送付先	41 44 14	(*病原性・非病原性を含みます)	3層**		
*	結果送付先	□ お申込者宛 □ 請求書送付先 □	両方(請求書送付先はコピー) 🔲 その他送付先	生物性	捕捉率(ショウガ根茎腐敗病菌)	•		
*	診断書の宛名	□ お申込者名 □ 請求書宛名 □	その他送付先のお名前		菌密度 (ネギ類黒腐菌核病菌)			
		ふりがな	ご住所 〒		菌密度 (アブラナ科根こぶ病菌)			
		お名前			発病リスク (キャベツバーティシリウム萎凋病			
	その他				菌(群馬県))			
	送付先			**同一:	地点から2層ご依頼の場合は「2層」に地点数	女を、3層ご依頼の		
		TEL	Mail	場合は	「3層」に地点数をご記入ください。			
		FAX						
*	土壌分析の	□ 施肥設計 □ 生育不良の原因究明	□ 植物寄生性線虫密度 □ 土壌病原菌密度	ご要望				
	用途	□ 培土分析 □ その他 ()	年 第				
*	結果送付の選	R 送付の速報						
*	分析結果の報	告様式(どちらか一方を選択) 🔲 診断書	□ データ一覧					
*	診断の対象				:お客様が土壌分析報告書および弊社の助言を利用することにより			
	作物				:を負いかねますのでご承知おきくださいますようお願い申し上げ。 :の青によらない事由により本業務の遂行が困難になったときは、《			
*	土壌分析試料	- 斗を弊社サービス改善のための調査・分析・	研究に利用することについて 🔲 可 🔲 不可		:の員によりない事由により本来病の返行が凶難になったこさは、3 :いたします。弊社は、これによって生じたお客様の損害についてに			
			<u>, – – – </u>	お、お客様	の個人情報は個人情報保護法に基づき厳密に保護いたします。			

〈お問い合わせ・土壌送付先〉アグロ カネショウ株式会社 結城事業所 土壌分析室 〒307-0001 茨城県結城市結城9511-4 TEL:0296-21-3108

アグロ カネショウ株式会社 土壌分析受託約款

<目的>

第1条

この約款は、アグロカネショウ株式会社(以下「当社」という)がお客様 から、国内の畑地、水田、樹園地、ゴルフ場または緑地等の土壌分析(以下 「土壌分析業務」という)を受託するにあたり、お客様と当社の間で締結す る個々の土壌分析業務契約(以下「個別契約」という)について基本的事項 を定めることを目的といたします。

<適用>

第2条 1 この約款第3条第1項により成立した個別契約および本条2項についてこの約 款を適用するものといたします。

- 2 この約款第3条第2項、第3項および第7条第④号により個別契約が不成立ない し取消となった場合、この約款の第5条第3項および第8条から12条を適用す るものといたします。
- 3 お客様と当社が個別契約でこの約款と相違するかまたは定めのない事項を書 面で定めた場合は、その部分に限り、個別契約の定めが優先して適用される ものといたします。

<個別契約の成立>

第3条 1 お客様はこの約款をご確認のうえ土壌分析業務をお申し込みください。個別 契約は次の申込み手続きが全て行われたときに成立いたします。

- ① お客様からの土壌分析申込書による土壌分析業務のお申込み
- ② 当社からの土壌分析申込請書、土壌採取用袋、土壌採取方法説明書、問診票 および土壌分析請求書のお届け
- ③ お客様が土壌分析請求書記載の金額を当社指定の振込口座にご入金
- ④ 土壌分析試料および問診票へのご回答を当社土壌分析室が受領
- 2 個別契約が成立する前にお客様が土壌分析業務の内容を変更または取消され る場合は、以下のとおりといたします。
- ① 土壌分析業務の内容変更は新たな個別契約とし、変更前のお申込み内容は全 て取消したものとします。お手数ですが本条第1項のお申し込み手続きから 再度行ってください。なお、既にご入金されている場合で、変更後の委託料 金が変更前の委託料金より高い場合は差額をご入金ください。もし、変更後 の委託料金が変更前の受託料金より少ない場合は、差額をお客様の送金手数 料ご負担で返金いたします。
- ② 土壌分析業務は、取消料を支払わずに取消できます。もし、既にご入金され ている場合は、お客様の送金手数料ご負担で返金いたします。
- 3 個別契約が成立した後にお客様が土壌分析業務の内容変更または取消される

<委託料金の先払>

<十壌分析依頼申込>

<土壌分析試料等>

でに当社指定の金融機関の口座へお振込みください。なお、振込手数料につ きましてはお客様のご負担といたします。 <十壌分析業務>

場合は、以下のとおりといたします。

kanesho.jp) でご送信ください。

んのでご注意ください。

に返却する場合があります。

① 土壌分析業務内容の変更はできません。当社はこの約款第7条に基づき土壌

② 土壌分析業務を取消した場合は、土壌分析業務を行わず報告書もお届けしま

窓口にファックス(0296-21-3109)またはメール (AK_dojobunseki@agro

2 土壌の移動が法令等により規制されている場合があります。お客様が土壌分

3 当計は、土壌分析申込書に基づき、土壌分析申込詰書、土壌採取用袋、土壌

採取方法説明書、問診票および土壌分析請求書をお送りいたします。

2 当社への土壌分析試料の梱包及び送付の費用はお客様がご負担ください。

3 個別契約が不成立ないし取消となっても、当社はご提供頂いた土壌分析試料

および土壌分析業務に関係する情報の返却はいたしません。但し、土壌分析

を受託した後にお客様の土壌が法令等により移動が禁止ないし制限されてい

ることが判明した場合は、ご提供頂いた土壌分析試料を当社の費用でお客様

お客様は、当社が発行する土壌分析請求書に記した委託料金の金額を期日ま

第5条 1 お客様による土壌分析試料採取の費用および土壌分析業務に関係する情報の

析業務を依頼される土壌が規制対象となる場合は、土壌分析を受託できませ

ご提供は、個別契約の成立または不成立等を問わず無償で行われるものとい

分析業務を行い、報告書をお客様にお届けいたします。

せんが、土壌分析請求書記載の金額を全額申し受けます。

第4条 1 お客様は、当社所定の土壌分析申込書に必要事項をご記入の上、当社の受付

当社は、当社結城事業所の土壌分析室で土壌分析申込書に記した項目の土壌 第7条 分析業務を行います。土壌分析業務の遂行にあたっては次の事項をお約束い たします。

- ① 公的に設定されている分析方法または当社が有効と判断する最新の方法に従 い、土壌分析業務を行います。
- ② お客様からご提供された土壌分析試料は土壌分析業務の完了まで注意をもっ て取り扱います。
- ③ 土壌分析申込請書に記した期日までに土壌分析業務の報告書をお客様に郵送 またはご希望により当社の社員がお届けいたします。もし、期日までの報告 書の提出が困難と予想される場合は、お客様と協議の上、報告期日の延期ま たは先払いされた委託料金を全額返金して個別契約を取消すことができるも のといたします。
- ④ 土壌分析を受託した後にお客様の土壌が法令等により移動が禁止ないし制限 されていることが判明した場合は、先払いされた委託料金を全額お客様に返 金して個別契約を取消すことができるものといたします。
- ⑤ ご提供された土壌分析試料は土壌分析業務の報告書をご提出後1年間保存し た後に廃棄いたします。
- ⑥ お客様に提出いたしました報告書の写しは、お客様と別段の取り決めが無い 限り、提出の日から5年間保管いたします。
- ⑦ お客様には当社所定の報告書以外の証明書等は発行いたしません。

<秘密保持>

- 第8条 1 当社は、土壌分析業務の内容、結果及びお客様からご提供された土壌分析試 料および情報については、自らの責に拠らず公知となった事項または行政機 関・司法機関より開示の要請があったものを除いて、秘密として厳重に管理 いたします。また、お客様の書面による事前の同意なしに、第三者には開示 または漏洩いたしません。
 - 2 当社が土壌分析業務の一部を第三者に再委託するときは、前項の規定に拘わ らず、お客様からご提供された試料及び情報を再委託に必要な範囲で当該委 託先に提供又は開示できるものとします。ただし、当社は当該再委託先に同 等の秘密保持義務を負わせます。
 - 3 本条の各規定は、土壌分析業務の報告書をお客様に提出後2年間経過するま まで有効といたします。

<土壌分析試料および派生データ等の取扱い>

お客様からご提供された土壌分析試料およびこれを分析することによって得 られた派生データは、お客様との事前の書面により承諾を得ている場合、研 究、本事業の充実に向けて利用することができるものといたします。

第10条 1 当社は、天災地変その他当社の責に拠らない事由で土壌分析業務の遂行が困

難になったときは、土壌分析業務の委託料金をお客様に全額返金の上、土壌 分析業務の受託を中止することができます。なお、これによって生じたお客 様の損害を賠償する責めは負いません。

- 2 土壌分析業務の報告書はお客様からご提供頂いた土壌分析試料を分析した結 果であり、当社の助言があっても分析結果についての参考意見に過ぎないこ とをご承知の上、お客様はご自身の責任で報告書および当社の助言をご利用 ください。当社は、土壌分析業務の報告書および当社の助言のご利用により 生じた如何なる損害についても一切責任を負いません。
- 3 土壌分析試料の採取後に、耕起、他所からの耕作土・土石の搬入や流入、灌 水、動植物体の土壌への処理等をした場合および月日が経過した場合は、分 析結果とは異なる土壌状態となることにご注意ください。
- 4 お客様が土壌分析業務の報告書に疑問をもたれた場合は、当社にお申し出く ださい。当社はお客様と誠意をもって協議いたします。もし、当社に土壌分 析業務の瑕疵があったときは、当社の費用負担で土壌分析業務を再実施する か、または受領した委託料金を限度として返金いたします。ただし、お客様 からのお申し出は報告書ご提出後1年間経過するまで有効といたします。

<個人情報保護>

- 第11条 1 当社は、土壌分析業務を受託するにあたりお客様からご提供頂いたお客様の 個人情報(以下「お客様の個人情報」という)を個人情報保護法に基づき厳 密に保護いたします。
 - 2 当社は、お客様の個人情報を次の目的で使用させて頂くことがあります。
 - ① 十壌分析業務の報告書についての助言、分析結果の解析
 - ② 当社製品に関連する情報・サービスのお知らせ、イベント・説明会等の各種 催物のご案内
 - 3 当社の個人情報保護方針については、当社のホームページに掲載している 「個人情報の取り扱い」をご覧ください。
 - 4 お客様からお預かりした個人情報の保管期間は利用期間3年が満了した後、 直ちに消却いたします。なお、税法上の保管義務に基づく範囲内で別途10年 間保管いたします。

<管轄裁判所>

第12条 お客様及び当社は、この約款に関して紛争が生じた場合の第一審管轄裁判所 を東京地方裁判所とします。

~協議>

この約款に定めのない事項またはこの約款の各条項の解釈に疑義が発生した 第13条 ときは、お客様および当社は誠意をもって協議をおこない解決いたします。